

国立研究開発法人産業技術総合研究所成果活用事業者出資業務規程

制定 令和元年10月3日 令01規程第15号

(26規程第33号の全部改正)

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（13業務方法書第1号）第20条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う成果活用事業者に対する出資に係る業務の実施に関し必要な事項を定めることにより、業務の適正を確保するとともに、研究所の研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 成果活用事業者 研究所の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者又は現に活用している者
- 二 知的財産権 国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明規程」という。）第2条第1項各号に規定する産業財産権（出願前のものを除く。）並びに商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、商標登録出願により生じた権利及び外国における前記各権利に相当する権利
- 三 金銭以外の財産 研究所の財産のうち、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）第2条第4号に定める有形固定資産等及び知的財産権
- 四 株式等 株式及び新株予約権並びに持分
- 五 出資 成果活用事業者に金銭又は金銭以外の財産を払い込み、又は給付することにより株式等を取得すること。

(委員会の設置)

第3条 研究所に、成果活用事業者出資委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、出資に係る業務の実施に関する重要な事項を審議する。
- 3 委員会の審議事項、組織、運営等に関し必要な事項は、要領で定める。

(出資の内容)

第4条 研究所は、金銭又は金銭以外の財産を出資することができる。

- 2 研究所は、原則として、出資先の議決権の3分の1以上の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

(出資の対象)

第5条 研究所は、次に掲げる要件に適合する者に対して、出資することができる。

- 一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の

6 第 1 項第 1 号に規定する成果活用事業者であること。

二 会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 1 号の株式会社若しくは合同会社又は同条第 2 号の外国会社のうち株式会社若しくは合同会社と同種若しくは類似のものであること。

三 研究所の研究開発の成果の実用化及び事業活動への活用のために十分な能力を有すること。

四 十分な社会的信用を有すること。

五 その他研究所が必要と認める基準に適合すること。

（出資の受入れの手續）

第 6 条 研究所からの出資の受入れを希望する者は、研究所の指示に従い、必要な手續を行わなければならない。

（出資先の決定）

第 7 条 研究所は、出資の受入れの手續を行った者への出資の可否について必要な審査を行い、出資先を決定する。

（出資契約）

第 8 条 研究所は、出資を行うときは、出資先との間で出資契約を締結するものとする。

（株主間契約等）

第 9 条 研究所は、出資先に研究所以外の出資者又は出資予定者がいるときは、必要に応じて、当該出資者又は出資予定者と株主間契約又はこれと同種若しくは類似する契約を締結することができる。

（一号出資管理者）

第 9 条の 2 研究所は、出資に係る業務を管理する者（以下「一号出資管理者」という。）を置く。

2 一号出資管理者は、役職員等のうちから企画本部長（本部長代理が置かれる場合にあつては、本部長代理）が指定した者とする。

3 一号出資管理者は、出資する成果活用事業者の選定に係る調査、委員会に付議する案件の選定、出資後の状況把握並びに人的及び技術的支援等の実施に係る業務を管理する。

（出資先に対する援助等）

第 10 条 研究所は、出資先の事業計画の進捗状況、経営状況等を継続的に把握し、必要に応じて、追加出資並びに人的及び技術的援助（以下「援助等」という。）を実施することができる。

2 研究所は、前項の援助等を実施しようとするときは、援助等の内容について必要な審査を行い、決定する。

（議決権の行使）

第 11 条 研究所は、出資先に対して議決権を行使するときは、個別の事案に応じ、行使の内容及び方法について必要な審査を行い、決定する。

（株式等の処分）

第12条 研究所は、出資により取得した株式等を譲渡又は売却（以下「処分」という。）することが適当であると認めるときは、当該株式等を処分することができる。

2 研究所は、前項の規定により株式等を処分しようとするときは、処分の内容について必要な審査を行い、決定する。

（発明者に対する補償金）

第13条 研究所が知的財産権（商標に関するものを除く。以下本条において同じ。）を出資することにより株式等を取得したときは、その価額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。

2 研究所が知的財産権を出資することにより取得した株式に基づく配当を受領したときは、その配当の価額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。

3 研究所が知的財産権を出資することにより取得した株式等を処分したときは、その処分により得た額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。

4 前項の場合において、職務発明に対する補償金の支払要領（13要領第146号）第3条中「支払うものとする。」とあるのは、「支払うものとする。ただし、株式等の処分にに基づく補償金の各年の額の総和のうち知的財産権の出資に基づいて支払った譲渡補償金の額を超える部分に限る。」と読み替えるものとする。

（利益相反マネジメント）

第14条 研究所は、出資に関し生じ得る利益相反について、別に定めるところにより適切に管理するものとする。

（適用除外）

第15条 この規程による知的財産権の出資については、知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程（13規程第15号）第5条第3項から第5項までの規定は、適用しない。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、出資に係る業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令01規程第15号・全部改正）

この規程は、令和元年10月3日から施行する。

附 則（令04規程第24号・一部改正）

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。